

# 1 条例案

件名	概要																				
<p>市長の給与の特例に関する条例の制定について (第82号議案)</p> <div style="background-color: black; color: white; padding: 5px; text-align: center;"><b>付帯決議の内容</b></div> <p>本条例は、あくまで、現市長の在職期間に限り施行する特例的なものであり、恒久的な市長給与を定める条例とは別であることから、本条例が特別職報酬等審議会の公平な審議に影響をあたえることがないようにすること。</p> <p><b>減税日本ナゴヤの反対理由</b> 本条例は、市長給与の特例に関する事であるため、あえて付帯決議を付す必要がないと言う理由から反対</p>	<p>(1) 制定の趣旨 現任期の市長の給料及び期末手当を減額し、地域手当及び退職手当を不支給とする特例を定めるもの。</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>ア 給料月額の特例を制定</p> <table border="1" data-bbox="639 495 1334 613"> <tr> <td>現行</td> <td>1, 173, 600円(20%カット後)</td> </tr> <tr> <td>制定後</td> <td>500, 000円</td> </tr> </table> <p>イ 6月及び12月に支給する期末手当の特例を制定</p> <p>6月期</p> <table border="1" data-bbox="639 734 1334 853"> <tr> <td>現行</td> <td>2, 902, 020円(20%カット後)</td> </tr> <tr> <td>制定後</td> <td>1, 000, 000円</td> </tr> </table> <p>12月期</p> <table border="1" data-bbox="639 913 1334 1032"> <tr> <td>現行</td> <td>3, 212, 950円(10%カット後)</td> </tr> <tr> <td>制定後</td> <td>1, 000, 000円</td> </tr> </table> <p>※現行の支給月数(6月期1.4月、12月期1.55月)で計算</p> <p>ウ 地域手当の特例を制定</p> <table border="1" data-bbox="639 1133 1334 1252"> <tr> <td>現行</td> <td>146, 700円(給料の10%)</td> </tr> <tr> <td>制定後</td> <td>不支給</td> </tr> </table> <p>エ 地域手当の特例を制定</p> <table border="1" data-bbox="639 1319 1334 1438"> <tr> <td>現行</td> <td>146, 700円(給料の10%)</td> </tr> <tr> <td>制定後</td> <td>不支給</td> </tr> </table> <p>(3) 施行期日 条例の公布日の属する月の翌月の初日</p> <p>(4) 経過措置(施行期日～平成26年3月31日)</p> <p>ア 給料月額 70, 313円</p> <p>イ 12月の期末手当 不支給</p> <hr/> <p style="color: red;">全会一致で原案どおり可決 「付帯決議を付す」ことに対し 減税日本ナゴヤは反対する</p>	現行	1, 173, 600円(20%カット後)	制定後	500, 000円	現行	2, 902, 020円(20%カット後)	制定後	1, 000, 000円	現行	3, 212, 950円(10%カット後)	制定後	1, 000, 000円	現行	146, 700円(給料の10%)	制定後	不支給	現行	146, 700円(給料の10%)	制定後	不支給
現行	1, 173, 600円(20%カット後)																				
制定後	500, 000円																				
現行	2, 902, 020円(20%カット後)																				
制定後	1, 000, 000円																				
現行	3, 212, 950円(10%カット後)																				
制定後	1, 000, 000円																				
現行	146, 700円(給料の10%)																				
制定後	不支給																				
現行	146, 700円(給料の10%)																				
制定後	不支給																				

件 名	概 要																
職員退職手当条例の一部改正について (第83号議案)	<p>(1) 改正の概要</p> <p>職員の退職手当の算定方法等を改正するもの。</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>ア 支給水準の引き下げ</p> <p>国家公務員の退職手当制度の改正を踏まえ、長期勤続者に対する退職手当に係る特例を廃止するとともに、退職手当の基本額を調整する率を3段階の経過処置を経て、国と同率(87%)へ引き下げ</p> <table border="1" data-bbox="507 712 1406 1236"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>調整する率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>104%(長期勤続者加算)</td> </tr> <tr> <td>実施日から平成26年3月31日</td> <td>98%</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月1日から平成27年3月31日</td> <td>94%</td> </tr> <tr> <td>平成27年4月1日から平成28年3月31日</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日以降</td> <td>87%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 調整額の導入</p> <p>在職期間中の貢献度を反映させるため、退職手当の調整額を導入</p> <table border="1" data-bbox="600 1415 1152 1547"> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>基本額</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>基本額+調整額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ その他</p> <p>支給日数及び育児休業期間に係る除算期間を国に準じて改正</p> <p>(3) 施行期日</p> <p>平成25年8月1日</p>	期 間	調整する率	現 行	104%(長期勤続者加算)	実施日から平成26年3月31日	98%	平成26年4月1日から平成27年3月31日	94%	平成27年4月1日から平成28年3月31日	90%	平成28年4月1日以降	87%	現 行	基本額	改正後	基本額+調整額
期 間	調整する率																
現 行	104%(長期勤続者加算)																
実施日から平成26年3月31日	98%																
平成26年4月1日から平成27年3月31日	94%																
平成27年4月1日から平成28年3月31日	90%																
平成28年4月1日以降	87%																
現 行	基本額																
改正後	基本額+調整額																
	<p>全会一致で可決</p>																

## 2 一般会計補正予算（第95号議案）

件名	概要
市長の人件費 （市長の給与等）	<p>(1) 趣旨            市長の給与について、<b>年収800万円</b>に減額する。            （第82号議案「市長給与の特例に関する条例」に基づく補正）</p> <p>(2) 内容            ア 給料月額は50万円とする。            イ 6月及び12月の期末手当の額はそれぞれ100万円とす。            ウ 地域手当は支給しない。            エ 退職手当は支給しない。</p> <p>&lt;参考&gt;            経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の公布の日の属する月の翌月の初日から平成26年3月31日までの間における給料月額は<b>70,313円</b>とする。</li> <li>・ 平成25年12月の期末手当は支給しない。</li> </ul>
予算額	
千円 △12,489	<hr/> <b>全会一致で可決</b>

### 補足説明

市長給与は条例案の中にあるように、本来期末手当も含めて約2千万円余となっている。河村市長は一期目を800万円としており、二期目も**公約にしてきた800万円**とする条例を提出して認められた。同時に減額補正予算案も提出し、認められた。

また、名古屋市の口利き問題で職員が処分されたことに合わせ、市長の責任もあると、河村市長は、給与三ヶ月間の50%削減することをご自分に課した。（本会議で条例案可決）

件 名	概 要																												
<p>地域委員会モデル地域の地域予算</p> <table border="1" data-bbox="172 1010 472 1178"> <tr> <td>予算額</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>20,891</td> <td></td> </tr> </table>	予算額	千円	20,891		<p>(1) 趣 旨 地域委員会のモデル地域において、地域課題の解決のために、地域予算を使った事業を実施する。</p> <p>(2) 内 容</p> <table border="1" data-bbox="507 461 1406 1178"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主な事業内容</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高見 (千種区)</td> <td>・高見学区街づくり事業</td> <td>千円 3,000</td> </tr> <tr> <td>矢田 (東区)</td> <td>・災害応急用井戸の設置 ・防犯カメラの設置</td> <td>2,906</td> </tr> <tr> <td>西味鏡 (北区)</td> <td>・高齢者サロンの開設 ・子どもを対象としたクラブ事業 等</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>上名古屋 (西区)</td> <td>・ボランティア隊により見守り事業 ・地域防犯力の向上事業 等</td> <td>2,985</td> </tr> <tr> <td>当知 (港区)</td> <td>・荘内川環境学習事業 ・当知神楽芸能まつり(仮称)</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>鳴子 (緑区)</td> <td>・花いっぱい町`鳴子` ・鳴子交流事業 等</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>平針南 (天白区)</td> <td>・災害時の自助・共助・減災力向上事業 ・子どもの安全安心環境づくり事業 等</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>全会一致で可決</p>	区 分	主な事業内容	金 額	高見 (千種区)	・高見学区街づくり事業	千円 3,000	矢田 (東区)	・災害応急用井戸の設置 ・防犯カメラの設置	2,906	西味鏡 (北区)	・高齢者サロンの開設 ・子どもを対象としたクラブ事業 等	3,000	上名古屋 (西区)	・ボランティア隊により見守り事業 ・地域防犯力の向上事業 等	2,985	当知 (港区)	・荘内川環境学習事業 ・当知神楽芸能まつり(仮称)	3,000	鳴子 (緑区)	・花いっぱい町`鳴子` ・鳴子交流事業 等	3,000	平針南 (天白区)	・災害時の自助・共助・減災力向上事業 ・子どもの安全安心環境づくり事業 等	3,000
予算額	千円																												
20,891																													
区 分	主な事業内容	金 額																											
高見 (千種区)	・高見学区街づくり事業	千円 3,000																											
矢田 (東区)	・災害応急用井戸の設置 ・防犯カメラの設置	2,906																											
西味鏡 (北区)	・高齢者サロンの開設 ・子どもを対象としたクラブ事業 等	3,000																											
上名古屋 (西区)	・ボランティア隊により見守り事業 ・地域防犯力の向上事業 等	2,985																											
当知 (港区)	・荘内川環境学習事業 ・当知神楽芸能まつり(仮称)	3,000																											
鳴子 (緑区)	・花いっぱい町`鳴子` ・鳴子交流事業 等	3,000																											
平針南 (天白区)	・災害時の自助・共助・減災力向上事業 ・子どもの安全安心環境づくり事業 等	3,000																											
<p>次期総合計画の策定</p> <table border="1" data-bbox="172 1435 472 1603"> <tr> <td>予算額</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>20,000</td> <td></td> </tr> </table>	予算額	千円	20,000		<p>取り組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「計画策定方針」の策定</li> <li>・有識者懇談会の開催 等</li> </ul> <p>全会一致で可決</p>																								
予算額	千円																												
20,000																													
<p>中京独立戦略本部の運営</p> <table border="1" data-bbox="172 1816 472 1984"> <tr> <td>予算額</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td></td> </tr> </table>	予算額	千円	1,000		<p>趣 旨</p> <p>市と県が共同して取り組むべき施策の立案・推進について協議し合意形成を図るため、中京独立本部を運営する。</p> <p>全会一致で可決</p>																								
予算額	千円																												
1,000																													